二　次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに該当する事業主　次の(1)から(7)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号イ(1)(i)の措置を講じた事業主　次の(i)及び(ii)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が十人未満の事業主　二十五万円

(ii)　対象被保険者が十人以上の事業主　三十万円

（削る）

(2)　前号イ(1)(ii)の措置を講じた事業主　次の(i)及び(ii)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が十人未満の事業主　八十五万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、三十万円）

(ii)　対象被保険者が十人以上の事業主　百五万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、三十五万円）

（削る）

(3)　前号イ(1)(iii)の措置を講じた事業主　次の(i)及び(ii)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が十人未満の事業主　百二十万円

(ii)　対象被保険者が十人以上の事業主　百六十万円

(4)　前号イ(1)(iv)の措置を講じた事業主　次の(i)及び(ii)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が十人未満の事業主　四十万円（前号イ(1)(iv)の措置を講ずる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が四年未満の事業主にあつては、十五万円）

(ii)　対象被保険者が十人以上の事業主　六十万円（前号イ(1)(iv)の措置を講ずる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が四年未満の事業主にあつては、二十万円）

（削る）

(5)　前号イ(1)(v)の措置を講じた事業主　次の(i)及び(ii)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が十人未満の事業主　八十万円

二　次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに該当する事業主　次の(1)から(4)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号イ(1)(i)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iii)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が二人以下の事業主　十五万円（引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、十万円）

(ii)　対象被保険者が三人以上九人以下の事業主　百万円（引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、二十五万円）

(iii)　対象被保険者が十人以上の事業主　百五十万円（引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、三十万円）

(2)　前号イ(1)(ii)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iii)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が二人以下の事業主　二十万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、十五万円）

(ii)　対象被保険者が三人以上九人以下の事業主　百二十万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、三十万円）

(iii)　対象被保険者が十人以上の事業主　百六十万円（定年を引き上げた事業主のうち引き上げた定年の年数が五年未満の事業主にあつては、三十五万円）

（新設）

(3)　前号イ(1)(iii)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iii)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が二人以下の事業主　十万円（前号イ(1)(iii)の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が四年未満の事業主にあつては、五万円）

(ii)　対象被保険者が三人以上九人以下の事業主　六十万円（前号イ(1)(iii)の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が四年未満の事業主にあつては、十五万円）

(iii)　対象被保険者が十人以上の事業主　八十万円（前号イ(1)(iii)の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が四年未満の事業主にあつては、二十万円）

(4)　前号イ(1)(iv)の措置を講じた事業主　次の(i)から(iii)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(i)　対象被保険者が二人以下の事業主　十五万円（前号イ(1)(iv)の措置を講じる前の定年又は継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から、当該措置を講じた後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数が五年未満の事業主にあつては、十万円）